

令和5年9月定例会会議録

令和5年豊郷町議会9月定例会は、令和5年9月25日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 塚 尚 憲
2 番	井 上 喜美子
3 番	本 田 清 春
4 番	辻 本 勇
5 番	中 島 政 幸
6 番	村 岸 善 一
7 番	前 田 広 幸
8 番	高 橋 直 子
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	西 澤 清 正
12 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産業振興課長 岡村浩孝
教育次長 西山喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長 森本智宏
書 記 喜多博紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第72号 令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第73号 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第74号 令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第75号 令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第76号 令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第77号 令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第78号 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
 ついて
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第79号 令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
 て
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第80号 令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
 について
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第81号 令和4年度豊郷町水道事業会計決算認定について
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第82号 令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定について
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 請願第3号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願

- 意見書 3 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書案
- 請願第 4 号 現行の健康保険証を残すことを求める請願
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第 8 4 号 契約の変更につき議決を求めることについて
(令和 4 年度工事第 0 0 7 号旧八号線 2 (歌詰橋) 整備工事)
委員会の閉会中の継続調査申し出について
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)

河合議長

おはようございます。

これより9月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。

お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、高橋直子君、9番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)から日程第6、議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長。

中島予算決算

常任委員長

はい。

河合議長

中島委員長。

中島予算決算

常任委員長

皆さん、おはようございます。

議第72号、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして当委員会に付託されました議第72号、令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)について、去る9月8日、11日に議員全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審査を行いました。審議では道路維持費増額におけるそれぞれの今後の事業動向について、改良住宅譲渡についてなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告をいたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島政幸文教民生常任委員会委員長の報告をお願いします。

中島文教民生

常任委員長

はい。

河合議長

中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第73号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)及び議第74号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、去る9月15日、委員6名全員出席の下、町長、教育長、教育次長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。議第73号の審議では、今回の補正は特別な変更等の理由によるものかなどについて質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第74号の審議では、介護給付準備基金積立金の総額についてなどが質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員長、報告を求めます。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第75号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)及び議第76号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)について、去る9月13日、委員6名の全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、審議に入る前に、滋賀県内の水道事業についての報告があり、電気代、灯油代等が値上げをしている関係から、米原市、愛荘町が令和5年度から値上げに踏み切り、愛荘町の場合は2段階で約18%の値上げを実施し、彦根、草津市、栗東、野洲、湖南では令和9年度に向けて値上げの検討に入るとのことと、彦根市は下水道使用料についても10%の値上げを実施する状況にあることが報

告されました。

議第75号の審議では北部上水道新設井戸について、機器更新工事について、機器の更新耐用年数についてなどが審議されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成、可決することに決しました。

次に、議第76号の審議では車両購入についてなどが質疑され、質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第72号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

議第72号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第72号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第73号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、討論を終結いたします。

議第73号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第73号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第74号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 4 号令和 5 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 7 4 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 7 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 7 5 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 5 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 7 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 7 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 7 6 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 6 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第 7 6 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第 7 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、議第 7 7 号令和 4 年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 2、議第 8 2 号令和 4 年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

中島政幸予算決算常任委員会委員長、報告を求めます。

中島予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 中島委員長。

中島予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月8日と11日、委員会委員全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議における主な内容としましては、税務課では各税目に対する滞納整理と不納欠損の現状について、確定申告と申告受付件数が昨年と比較し、減少していることについて、公共事業に伴い解体、移転した建物に関わる報償金について。総務課では地財法第7条第1項に基づく積立金の内容について、町有基金の管理について、防除委託料の費用対効果について、防災訓練の今後について、役場職員だけではなく企業や医療関係とともに連帯した全体の災害訓練としていくのかについて。企画振興課では臨時交付金の充当の内容について。保健福祉課では地域見守り事業についての基準等について。医療保険課では保健衛生諸費の地域医療看護師確保対策事業補助金における支給対象者や件数について。産業振興課ではぼっちゃんカボチャの販売ルートの確認と生産、ぼっちゃんカボチャと特産としてのとよ坊かぼちゃとの格差について、農業振興における未整備地を防ぐ支援、農業の支援について、国の要望について。教育委員会学校教育課では愛里保育園の工事負担費における繰越しの施設整備費について、近年物価が高騰している中における給食費の金額推移と地産地消について、主要施策の概要における情報教育推進事業のICT環境整備機能内容について、ヘルメットの支給と自転車通学について、中学校部活動の地域移行についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対、賛成ともに討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島政幸文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

中島文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第78号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第79号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてな

らびに議第 80 号令和 4 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る 9 月 15 日、委員 6 名全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 78 号の審議では、収入未済額の対応について、時間外手当の減少につながった取組について、出産育児一時金の対象についてなどの質疑がありました。

質疑終了後、賛成討論の申し出があり、採決の結果、全員賛成で認定と決しました。

議第 79 号の審議では、介護保険者努力支援金など、どのような方に支援しているのか、認知症カフェ事業委託の事業内容と実績についてなどが質疑ありました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

議第 80 号では、保険料還付金の理由についてなどが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤清正総務産業建設常任委員会委員長、報告を求めます。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

河合議長

西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る 9 月 5 日本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 81 号令和 4 年度豊郷町水道事業会計決算認定について及び議第 82 号令和 4 年度豊郷町下水道事業会計決算認定について、去る 9 月 13 日、委員 6 名全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議いたしました。

議第 81 号の審議では、経営指標事項の経営の健全性を示す経営収支比率について、料金水準の妥当性を示す料金回収率についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、第 82 号の審議では、高額滞納額は幾らで何人ぐらいいるのか、また、対応について、無届け使用分収入について、過年度漏水還付の件数について、不納欠損の件数と経過について、経営指標事項の料金水準の妥当性を示す経費改

善率回収率についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第77号の討論を行います。討論ありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第77号令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

令和4年一般会計歳入歳出予算については、日本共産党議員団はコロナ禍の中、町民の命と暮らしを守る対策が最大の課題であることを指摘し、修正予算を提出させていただきましたが、残念ながら否決されることになりました。そこで、原案の令和4年度一般会計歳入歳出予算について、感染予防、感染拡大を防ぐ町民に対する町独自の新型コロナウイルス対策が不十分であるとの立場から、反対をいたしました。決算を見ましてもその点が変わっていないこと、また、新型コロナウイルス対策として約1億3,000万円が支出をされていますが、その中にはこれがコロナ対策になるのかと疑問視をせざるを得ないものもあり、反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第77号令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

まず、自主財源と依存財源の構成割合は45.4%に対して54.6%となっております。令和4年度主要施策の概要で、企画振興課における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対応が、町民一人ひとりにきめ細かく支

援されたことが評価されると大きいと私は考えております。地域整備課には道路管理費の中で道路除雪作業、町道整備など、また、教育委員会においては豊郷町の将来、未来を背負う子どもたちに対して、教育の充実に必要な予算が執行されておりました。各課においても町民の安全安心なまちづくりの決算認定をおおむね評価するものであります。加えて、意見書において決算監査で①から⑤の今後の課題に向かって改善努力をされることを求めて、私の賛成討論といたします。

以上です。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第77号令和4年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第77号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、議第78号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長、賛成討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋君。

失礼、賛成ですか。

高橋議員 賛成と言いました。

河合議長 はい、すみません。席へ戻ってください。申し訳ない。元へ戻ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議員 なし。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。高橋君。

高橋議員 それでは、議第78号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

2020年度当初予算において、資産割が廃止されたことや未就学児等への均等割が廃止されたことなどを受け、平均で1世帯当たり約5,800円の引下げが提案されていたことから賛成した経緯があります。しかしながら、町内国民健康保険加入者の実態はこの決算時点でも短期保険証発行は66名、資格証明

書発行が1名となっており、安心して医療を受けられる状態でないことが分かりました。この会計決算によりますと、余剰金886万5,102円となっており、運用基金は6,619万4,260円、合計が7,505万9,371円となっています。これらが取り過ぎた分ということになります。取り過ぎた分を加入者に返すという観点から、これらを活用し、高過ぎて払うに払えない状況改善のために努力することを求めた上で、賛成といたします。

河合議長 ほかに討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第78号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第78号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、議第79号の討論を行います。討論ありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申出がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋君。

高橋議員 それでは、第79号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

令和3年度改正の第8期の標準額は据置きや引上げが多かった中で、滋賀県下で唯一引下げをしたことで一定評価してきました。しかし、本決算を見ますと、私たち日本共産党議員団が修正案で提案していた184円の引下げよりもっと引下げが可能であることが判明しました。令和4年度はさらに剰余金が3,095万2,937円となり、介護給付費準備基金は4,274万9,968円となっています。合計で7,370万2,905円となります。これらは取り過ぎた分ということになります。取り過ぎた分を加入者に返すという観点から、これらを活用し、高過ぎて払うに払えない、利用料が高過ぎて我慢しているなどの状況改善のために努力するべきと考えます。決算審議の中で、介護保険運営協議会で引下げの論議が起きているんですか、どうですかと質疑をしましたが、議論はされていないということでした。町として引下げの根拠はここにあるということの説明して、介護保険料の引下げと利用料の減免を第9期

介護保険料改定時に盛り込むことを提案いたしまして、反対討論といたします。
河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第79号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第79号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、議第80号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 反対討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。本田君。

本田議員 議第80号についての後期高齢者制度の反対討論を述べます。

その反対理由は、もともと後期高齢者医療制度というものは、公的医療費への国の財政支出を削るための医療構造改革の一環として、2008年に開始されたものだからです。この制度は75歳以上の高齢者を対象にし、75歳になると、それまで入っていた国民健康保険や協会健保などから脱退させられ、それまで掛けてきた保険から突然切り離されるという制度です。医療を必要とする状態になってきた75歳以上の高齢者だけの医療制度をつくれば、どうなるか。高齢人口が増えるたびに、当然のように保険料は高くなります。また、ここに支援金を出す現役世代からの風当たりはますます強くなります。この制度の根幹的な問題点です。

発足時、厚生労働省幹部は医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくなどと発言していましたが、まさにそのとおりの制度です。75歳以上の人口が増えると、年金で暮らす高齢者にとっては保険料の天引き傾向が続き、年金から天引きされる保険料の増加で暮らしは圧迫されるばかりです。天引き対象でない低所得者の保険料滞納は毎年20万人以上に上ると報じられています。滞納が続き、正規の保険料を取り上げられたり、有効期限が短い保険証に切り替えられた人は2万人を超えています。滞納した人への差押えも増えています。

後期高齢者医療制度というのは、2008年当時、財源の10%、これは窓口

負担分を除いていますが、を保険料で負担し、残りを現役世代からの支援金と公費で賄う形でした。しかし、その後、現役世代の人口は減少が生まれ、その負担増加分を高齢者と現役世代が折半する仕組みにさせられたんです。現役世代の負担分が増加すると、当然、先ほど述べたように、高齢者への風当たりは強くなる制度となっています。75歳以上の保険料が占める財源負担率は現在11.70%と増加し、保険料自体も年々引き上げられてきています。高齢者を現役世代と分離させ、高齢者を邪魔者扱いする後期高齢者医療制度というものは廃止し、際限ない医療保険料アップの仕組みなどをなくすべきだと考えます。

以上、反対討論とします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第80号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第80号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、議第81号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第81号令和4年度豊郷町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第81号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、議第82号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第82号令和4年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを採決いたし

ます。本案に対する委員長の報告は認定であります。

議第 8 2 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第 8 2 号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 1 3、請願第 3 号国に対し所得税法第 5 6 条廃止の意見書提出を求める請願を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西澤清正総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業
建設常任委員長

議長。

河合議長 西澤清正委員長。

西澤清正総務産業
建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る 9 月 5 日、本会議におきまして当委員会に付託されました請願第 3 号国に対し所得税法第 5 6 条の廃止の意見書提出を求める請願について、9 月 1 3 日、委員 6 名全員が出席の下、慎重に審議を行いました。紹介委員の趣旨説明の後、審議では事業主の配偶者や家族が従業員であった場合には必要経費として認めてほしいというものなのかという質疑をされ、質疑終了後、討論の申し出がなく、採決の結果、賛成多数で採択することに決しました。

総務産業建設常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

中島議員 議長。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。次に、本案に対する賛成討論を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 国に対し所得税法第 5 6 条廃止の意見書を求める請願に対し、賛成の立場か

ら討論を行います。

所得税法56条労働の対価は当然経費であり、中小企業、農業の働き手が親族であっても変わりなく個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを、税法上必要経費から排除しています。請願書にも記載されているように、配偶者は86万円、家族は50万円で、社会的にも経済的にも自立しにくい状況になっております。中小企業、農業者の方々がその家族に安心して家族を継続していくためにも、家族従業員との給与を必要経費と認めるのは世界的な流れであり、57条が56条の補正をしているとの意見もあるが、57条は特例として認められているもので、納税意識の変化の中で見直しが必要と考えることから、賛成討論といたします。議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第3号国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

本日、請願第3号が採択されましたので、意見書の内容打合せのため議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。

(午前 9時38分 休憩)

(午前10時01分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

傍聴の方は静かに願います。

本日、請願第3号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付するに当たり、意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

お諮りします。本日の議事日程に意見書第3号を追加し、日程を変更して追加日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

議員 意義なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、意見書第3号を日程に追加し、日程を変更し、追加日程第14として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

それでは、日程第14、意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

鈴木議員。

鈴木議員 所得税法第56条の廃止を求める意見書。

中小企業者は地域経済を支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティーづくりに貢献してきました。しかし、中小企業者の営業を支える家族従業者の働き分は所得税法第56条、配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない条文趣旨により、必要経費として認められていません。控除されるのは配偶者が年86万、それ以外の親族は50万を限度に、最低賃金よりはるかに低い金額にしかならず、そのことが後継者不足にもつながっています。

パソコン会計の普及などで青色申告と白色申告の差異は実質的になくなっており、全ての事業者に記帳が義務づけられたことから、青色申告普及のための優遇措置の存立根拠もなくなっています。世界の主要国では、青色、白色といった区別はなく、家族従業者の労働を正当に評価し、その働き分を経費として認めるのは当然のこととされており、国連女性差別撤廃委員会においては家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討することを求めるという勧告がされています。全国では550を超える自治体が廃止を求める意見書を国に上げています。家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2023年9月25日。滋賀県犬上郡豊郷町議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣宛てです。

以上、よろしく願いいたします。

河合議長 これより、意見書第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、意見書第3号の討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書案を採決いたします。意見書第3号所得税法第56条の廃止を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立、多数であります。よって、意見書第3号は原案どおり可決されました。
なお、意見書第3号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第15、請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。中島政幸文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました、請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願について、去る9月15日、委員6名全員出席の下、審議を行いました。紹介議員からの説明の後、審議では、豊郷町ではマイナンバーカードを取得されている方の割合について、また、マイナポータルを利用してひもづけしている方の割合について、また、意見書の内容についてなどの質疑をされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第4号の討論を行います。討論ありませんか。

本田議員 議長。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する賛成の発言を許します。賛成ですか。

本田議員 請願第4号賛成の意見を述べます。

河合議長 本田君。

本田議員 請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願に賛成します。政府は来年度秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードで受診の一本化を目指しています。マイナンバーカードの取得は本来、本人の判断で決めるもので、強制されるものではありません。マイナンバーカードで受診できるようにする

ためにはひもづけが必要なのですが、厚生省の調査でも約77万という人がひもづけできず、健康保険の代わりに利用できない状態です。それだけでも来年度秋には大混乱が起こることが予想されます。そして、全国各地でマイナンバーカードでひもづけされた保険証の誤った登録や送付が続いています。他人の資料で薬を調合されたら、命に関わる重大な事故になります。

保険証が廃止され、マイナンバーカードの利用が強制されると、様々な人に困難が起こります。とりわけ社会的弱者に困難が集中することが明らかとなっています。例えば、介護が必要な高齢者、障害者は、マイナンバーカード暗証番号での利用は困難です。特別養護老人ホームなどは利用者、入居者全員の保険証を預かり、管理し、暗証番号まで管理しなければなりません。仮に紛失した場合は、個人情報漏えいや不正利用などの問題が生じます。特別養護老人ホーム管理者や職員に重大な責任を負わせることになり、現場を混乱させることは明らかです。また、障害者にとってもマイナンバーで受診するときに顔認証のエラーが起こったり、暗証番号の入力などで使えないという状況が報告されています。

マイナンバーカードを持たない人は毎年資格確認書の申請が必要となります。マイナンバーカード保険証は5年ごとの更新が必要ですが、更新、申請を忘れて、できなかった場合は、保険料を例え払っていても無保険扱いにされ、保険診療が受けられなくなります。こうした矛盾に政府は、マイナ保険証を持っていない人には資格確認証を毎年送付すると言いつけていますが、それも保険組合に多大な業務を押しつけることとなります。それならば、今の保険証を残せば、事足りるのです。今述べました理由から、来年度秋のマイナンバーカードにひもづけ強行をやめ、現行の保険証を残す、この請願に賛成いたします。

以上です。

河合議長 次に、本案に対する反対討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。請願第4号現行の健康保険証を残すことを求める請願を採択することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立、少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第17、議第84号契約の変更につき議決を求めることについて。令和4年度工事第7号旧八号線2(歌詰橋)整備工事を議題といたします。町長、提案

理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第84号についてご説明申し上げます。

令和4年9月5日開催の議会において、契約締結の議決をいただきました令和4年度工事第007号旧八号線2（歌詰橋）整備工事につきまして、仮設工の作業ヤード整備の追加、鋼矢板打設の延長、水替日数の変更、敷鉄板の敷設等の変更が生じたことに伴い、当初契約額に2,129万2,700円を増額し、契約額を2億1,509万6,200円に変更するものであります。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号より豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長、8番。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第84号契約の変更につき議決を求めることについて質疑をいたします。

まず、議会最終日の本日、これが提案されるんですけども、なぜ今になったのかということを説明お願いします。議会前の全員協議会である程度資料を示しての説明がありました。本当ならば、9月当初に提案があってもと委員会等で深い議論ができたんじゃないかなと想定するものです。

2つ目、この工事につきましては、耐震補強とか設計に、株式会社かんこうが入札等で関係者として関わってくださっていたと思います。この株式会社かんこうは、この議決案件につきましてもいろいろ資料とか助言とかがあったのかなと想定します。どのような関わり方をなさっていたのかを説明してください。

最後です。この2,229万2,700円を増額を含めまして、歌詰橋工事費は総額幾らになるのかを説明してください。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、高橋議員の質疑にお答えいたします。

なぜ今なのかという、議案書が今なぜなのかという問合せですけども、8

月31日の全員協議会でも申し上げましたとおり、県の決裁中でしたので、当初の議案書に間に合わなかったのが、この決裁の金額を皆様に説明させてもらったという説明をさせていただきました。

次に、かんこうのこの変更に関する助言があったのかということですが、かんこうは入札する前の設計を担当しております。その後に建設技術センターが工程管理を行います。なので、工事の変更などについてのほとんどは、建設技術センターと行っております。けれども、特に技術的な助言が必要な場合は、かんこうさんにも助言をいただいているということでございます。

次に、総額についてなんですけれども、工事費の総額1期2期と合わせますと、6億4,963万300円です。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 なし。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

議第84号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第84号契約の変更につき議決を求めることについて、令和4年度工事第7号旧八号2（歌詰橋）整備工事を採決いたします。

議第84号契約の変更につき議決を求めるについて、令和4年度工事第7号旧八号2（歌詰橋）整備工事は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

日程第18、委員会閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について。総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について。文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修について。予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委

員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、議会議員全員協議会を開催するため、暫時休憩といたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前11時54分 再開)

河合議長 再開いたします。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。これにて、令和5年9月第3回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)

